

令和 4 年度 集団指導

居宅介護支援 説明資料

令和 5 年 1 月

前橋市 福祉部 指導監査課

目次

1	指導監督	・ ・ ・ ・ ・	1
2	業務管理体制	・ ・ ・ ・ ・	4
3	令和3年4月基準改正（居宅介護支援）	・ ・ ・ ・ ・	8
4	高齢者虐待防止	・ ・ ・ ・ ・	11
5	運営指導における指摘事例	・ ・ ・ ・ ・	16
6	自主点検表、加算等自己点検シートの活用	・ ・ ・ ・ ・	22
参考	関係法令等一覧	・ ・ ・ ・ ・	25

資料中の法令等の名称は略称を使用しています。正式名称については、参考関係法令等一覧を参照してください。

1 指導監督

(1) 目的と仕組み

指導監査課では、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図るため、前橋市内に所在する介護サービス事業所に対して、指導監督を行っています。具体的には、下表のとおり「指導」と「監査」に区分して実施しています。

区分		目的・内容	実施時期
指導	集団指導	適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知徹底等を図るために、講義やホームページ上への説明資料の公開等の形式により、複数の事業所に対して指導する。	実施計画に基づき定期的に実施
	運営指導 (注1)	事業者が行うサービスの質の確保・向上を図ることを主眼とし、自ら法令等を遵守する事業者の育成を目指して、個別の事業所に対し、原則として実地(注2)において介護サービスの質、運営体制及び介護報酬の請求について指導する。	
監査		介護報酬の不正請求や指定基準違反の疑い又は介護サービス事業所内で発生した高齢者虐待の疑いに対し、事実確認を行い、公正かつ適切な措置を行うために実施する。	機動的に実施

注1：令和4年度から、名称が「実地指導」から「運営指導」に変更になりました。

注2：一部の確認について、オンライン等の活用が可能になりましたが、本市では、実地で指導を行っています。

これらの指導監督により、適切な運営を行っている介護サービス事業者等を支援するとともに、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めることを目的としています。

(2) 運営指導の流れ

実施計画に基づき、対象となる事業者には、運営指導の約1か月前に実施日、対象の事業所の名称・サービス種類、事前提出資料、当日準備資料等を記載した実施通知を送付しています。通知が届きましたら内容をご確認のうえ、ご対応願います。

なお、運営指導の流れ及び事前提出資料の内容等は、前橋市ホームページに掲載していますので、参考にご覧いただけます。

前橋市ホームページ＞組織から探す（HP画面右上）＞福祉部＞指導監査課＞業務案内
＞【介護・高齢・障害共通】指導監査（実地指導等）の流れ
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24992.html>

前橋市ホームページ＞組織から探す（HP画面右上）＞福祉部＞指導監査課＞業務案内
＞【介護・高齢】運営指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

(3) 監査と行政処分

監査により、介護報酬の不正請求や人格尊重義務違反等が確認された場合は、その内容や程度により行政処分（指定取消又は効力停止）が行われます。また、基準条例で定める人員基準を満たしていない場合や設備・運営に関する基準に従って適正な事業の運営が行われていないことが確認された場合は、その内容や程度により改善を勧告し、これに従わない場合は、改善措置を命じます。

このような場合、事業者や事業所の名称等が公示され、行政処分そのものによる経営的損失の他、社会的な信用を損ねることにつながります。また、不正請求の場合は、不正に支払いを受けた介護報酬は返還しなければなりません。また、経済的な措置として、不正請求額に 40% の加算金が上乗せされます。



なお、監査により、行政処分や改善勧告に至らない違反を確認した場合は、文書等により改善を指導します。

(4) 前橋市内の行政処分及び改善勧告の事例

本市における近年の行政処分は、全て不正請求が主な処分事由となっています。

行政処分	種別	処分内容	主な処分事由
平成 30 年度	通所介護	指定の全部の効力の停止（3 か月）	【不正請求】 通所介護費を不正に請求し、受領した。 ・ サービス提供時間が算定要件を満たしていない。等
平成 30 年度	訪問看護	指定の全部の効力の停止（3 か月）	【不正請求】 訪問看護費を不正に請求し、受領した。 ・ 主治医の指示を受けていない。 ・ 訪問看護を提供した記録が存在しない。 ・ 居宅サービス計画に位置付けがない。 ・ 准看護師による訪問看護について所要の減算を行っていない。等
令和元年度	訪問介護	指定取消	【不正請求】 訪問介護費を不正に請求し受領した。 ・ 訪問介護を提供した記録が存在しない。 ・ 訪問介護の提供内容と整合しない請求を行った。 ・ 初回加算について、算定要件を満たしていない。等
令和 3 年度	通所介護	指定取消	【不正請求】 介護職員処遇改善加算を不正に請求し受領した。 ・ 加算の算定額を上回る賃金改善を実施していない。 ・ 虚偽の実績報告書を作成し、市に提出した。等

改善勧告	種別	勧告内容	勧告事由
令和3年度	通所介護	・利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービスの提供に努めること。 ・認知症である利用者に対して、特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えること。 ・管理者は、従業者に運営に関する基準を遵守させるために、必要な指揮命令を行うこと。等	事業所内において、認知症である利用者に対し、高齢者虐待に該当する身体的拘束が行われた。

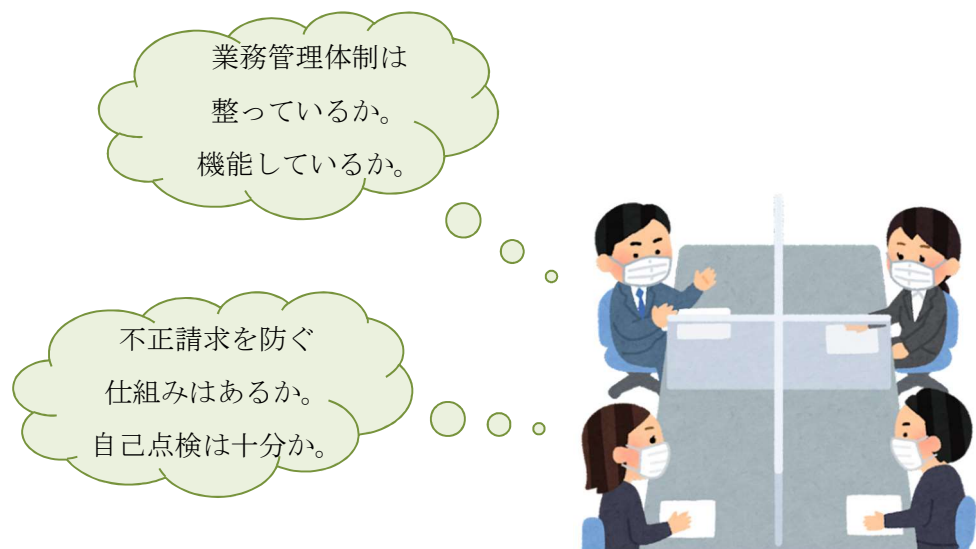
(5) 全国の行政処分の傾向

全国の行政処分においても、指定取消、効力停止共に、不正請求を事由とする行政処分が高い割合を占めています。

令和2年度 行政処分（指定取消・効力停止）の処分事由別件数及び構成割合

		指定取消 処分	指定の効力の停止		件数	処分事由 構成割合
			一部	全部		
処分件数		60	38	11	109	—
処分事由	<u>介護給付費の不正請求</u>	31	17	8	56	<u>28.0%</u>
	法令違反	19	14	6	39	19.5%
	運営基準違反	8	9	1	18	9.0%
	虚偽報告	12	5	1	18	9.0%
	人員基準違反	9	7	1	17	8.5%
	その他	13	0	2	15	7.5%
	不正の手段による指定申請	11	2	0	13	6.5%
	人格尊重義務違反	3	9	0	12	6.0%
	虚偽答弁	8	3	1	12	6.0%
計		114	66	20	200	100.0%

本表は、令和3年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料（厚生労働省 HP 掲載）の処分件数等から再構成しました。なお、複数の処分事由に該当する行政処分があるため、処分件数と処分事由件数の計は一致しません。



2 業務管理体制

介護保険法の改正により、令和3年4月1日から、介護サービス事業者について、指定事業所が同一の中核市内にのみ所在する場合には、業務管理体制の整備に関する届出の受理及び立入検査等の権限が都道府県から中核市へ移譲されました。(注1) この改正により中核市では、不正事案が発生した際に、事業所への立入検査に加え、事業者本部における業務管理体制を含めた包括的な確認を行い、迅速かつ効率的に事業所の監督が出来るようになりました。

介護サービス事業者に求められている業務管理体制が適切に整備され、問題なく運用できているか、各事業者の実態と照らし合わせ、改めて確認をしてください。

(注1) この法改正に伴う、届出書の提出は必要ありません。

※本項目の作成にあたっては、厚生労働省 HP 掲載資料の他「介護サービス事業者の業務管理体制の整備のあり方及び監督者による確認検査項目に関する調査研究事業報告書」(平成 29 年 3 月株式会社浜銀総合研究所)を参考にしました。

(1) 介護サービス事業者に法令遵守が強く求められる理由

介護サービス事業者は、利用者にサービスを提供し、介護保険から収入を得ています。この介護保険制度は、40歳以上の国民から集めた保険料と公費により利用者に必要なサービスを提供し、国民の保健医療の向上及び福祉の増進を図ることを目的とした、公的性格が極めて強い制度です。このため、介護サービス事業者には、利用者に対する適切なサービス提供が求められることはもちろんのこと、介護保険制度の健全な運営と国民からの信頼を確保するために、法令等の自主的な遵守が強く求められています。

(2) 法令遵守と業務管理体制の整備の義務

法令の遵守は、介護サービス事業者の義務として、介護保険法で定められています。更に、法令遵守の義務の履行を確実なものとするため、業務管理体制を整備することが義務付けられています。

介護保険法 第74条第6項

指定居宅サービス事業者は、要介護者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、要介護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。(注2)

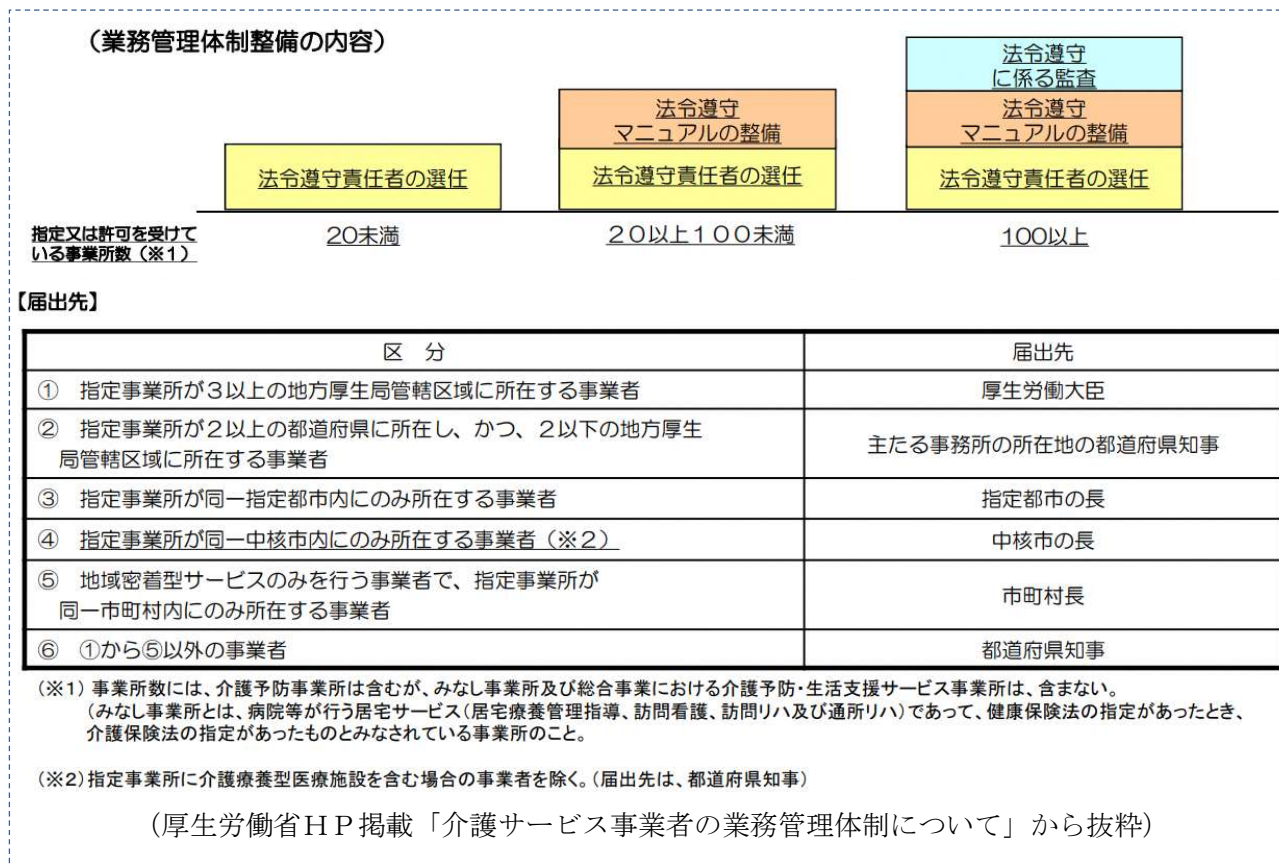
介護保険法 第115条の3第1項(抜粋)

指定居宅サービス事業者(略)は、第74条第6項(略)に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

(注2) 指定居宅サービス事業者以外の事業者についても、それぞれ規定があります。

(3) 業務管理体制に係る届出

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、指定又は許可を受けている事業所等の数に応じて定められています。また、介護保険事業に新たに参入したとき、届出事項に変更が生じたとき（法令遵守責任者の変更等）又は届出先の区分に変更が生じたとき（他市に新規の事業所を開設した場合等）に業務管理体制について届出を行う必要があります。



前橋市の業務管理体制の届出先：介護保険課指導係

届出書類等は前橋市ホームページからダウンロードできます。

前橋市ホームページ>申請書ダウンロード>福祉部>介護保険課
>介護保険法に基づく申請・届出>介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/shinseisho/16/1/1/13023.html>

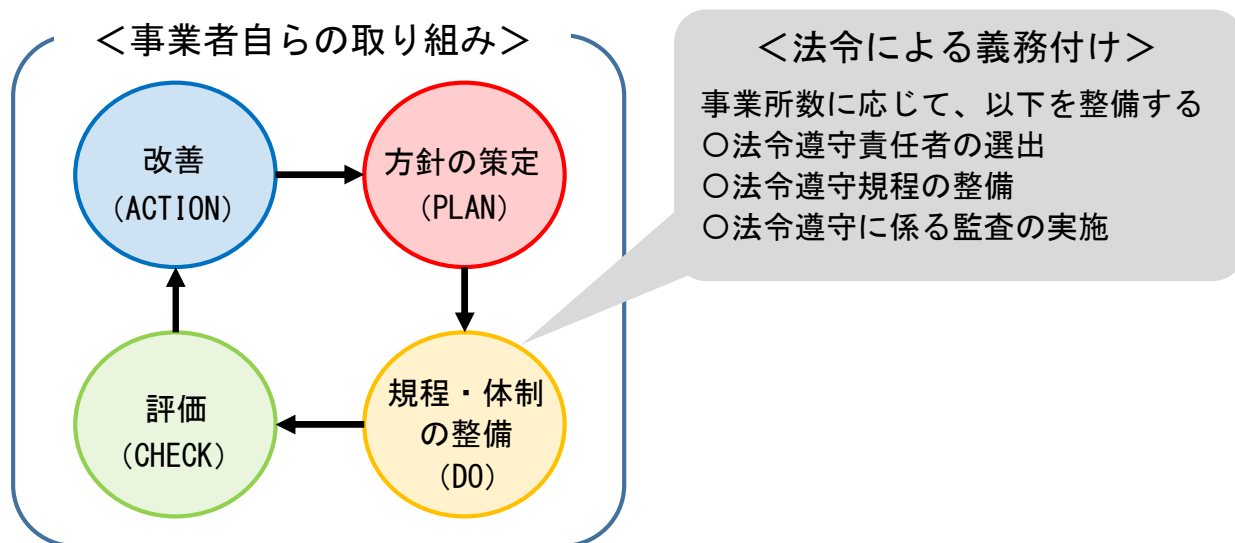
届出事項（届出事項に変更が生じた場合は、届出が必要）

- ①事業者の名称又は氏名、主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- ②法令遵守責任者の氏名及び生年月日
- ③業務が法令に適合することを確保するための規程の概要（指定又は許可を受けている事業所数が20以上の場合）
- ④業務執行の状況の監査の方法の概要（指定又は許可を受けている事業所数が100以上場合）



(4) 業務管理体制（法令等遵守態勢）の仕組み

【法令等遵守態勢（注3）の概念図】



（注3）「法令等遵守」とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的（社会的要請）や社会通念に沿った適応を考慮したものであり、「態勢」とは、組織の様式（体制）だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組を指しています。

（厚生労働省HP掲載「介護サービス事業者の業務管理体制について」から抜粋 概念図は、再構成）

法令上で義務付けられている整備すべき業務管理体制は、事業者が整備する業務管理体制の一部です。事業者は、自らの組織形態（法人の規模や実施しているサービス種類等）に見合った合理的な取り組み（方針の策定、規定・体制の整備、評価、改善）を行い、業務管理体制を整備する必要があります。

＜具体的な取組例＞

方針の策定 (PLAN)	・法令遵守の方針を就業規則の中で明らかにし、従業員に対し、新規採用時の研修の中で説明する。 ・法令遵守基本方針について、介護保険サービス事業者特有の視点である人員、設備及び運営基準の遵守や報酬告示等に沿った介護報酬の請求についての内容を盛り込んで策定する。
規程・体制の整備 (DO)	・法令遵守責任者が、行政からの通知や厚生労働省・関係団体のホームページ等から法令遵守に関する情報を収集し、従業員へ定例会議の中で周知する。 ・法令遵守責任者だけでなく、各事業所毎に法令遵守に関する担当者を置く。 ・基準や報酬改正時には、法令遵守責任者の指示のもと、管理者の他に担当者を選任して、複数人で改正内容の確認を行う。 ・指定基準や報酬告示について、解釈や留意事項が掲載されている参考図書を購入し、従業員が自由に閲覧できるようにする。 ・加算を新規に算定する際は、算定要件を複数人で確認する。 ・基本報酬の請求及び減算が適正に算定されていることについて、月次のチェックリストを作成し、報酬請求前に点検する。

評価 (CHECK)	・従業員へのアンケートや自主点検を実施し、法令遵守に関する取組状況の評価を行う。 ・第三者（外部の者）等による評価を受ける。
改善 (ACTION)	・法令遵守に関する取組状況の評価の結果を受けて、マニュアルや手順書等の見直しを行う。 ・事故や苦情の事例について、再発防止策を検討し、その内容を従業員へ周知する。

取組例は一例です。事業者の組織形態に見合う取り組みを行ってください。また、既存の仕組み（委員会活動、定例会議、従業員へのアンケート等）の中に法令遵守の視点を加えて、業務管理体制を強化していくことも有効です。

(5) 業務管理体制の検査

指導監査課では、前橋市長に業務管理体制の整備に関する事項を届け出た介護サービス事業者に対し、以下の検査を行っています。

種類	実施方法等
一般検査	・原則として6年に1回以上、通常は、運営指導に合わせて定期的に実施するもの。 ・業務管理体制の整備に係る一般検査調書及び法令遵守責任者へのヒアリングによって業務管理体制の整備・運用状況を確認する。
特別検査	・指定等取消処分相当事案が発覚した場合に、業務管理体制の整備状況及び当該事案への組織的関与の有無を検証するために実施するもの。 ・サービス事業所の他、対象事業者本部への立ち入りを行う場合もある。

業務管理体制の整備に係る一般検査調書は、前橋市ホームページからダウンロードできます。一般検査の受検時だけでなく、自主点検表としてもご活用ください。

前橋市ホームページ＞組織から探す（HP画面右上）＞福祉部＞指導監査課＞業務案内
 ＞【介護・高齢】運営指導等の事前提出資料（介護・高齢分野）
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/23978.html>

(6) 指摘事例

本市で実施した業務管理体制の一般検査の際に、指摘した事例を参考に掲載します。

①変更の届出

事例	法令遵守責任者（法人所在地）の変更が届出されていない。
指摘	法令遵守責任者（事業者の主たる事務所の所在地）の変更について、業務管理体制に係る届出事項の変更を前橋市長（介護保険課指導係）に届け出てください。

②法令遵守責任者の役割

事例	法令遵守責任者が集団指導の資料を確認しているが、事業所内に周知する方法が定まっておらず、集団指導の内容が従業員に伝達されていない。
指摘	法令遵守責任者の役割として、遵守すべき法令等を把握し、法令等に沿った事業の運営ができる仕組みを整備してください。

3 令和3年4月基準改正（居宅介護支援）

居宅介護支援に係る令和3年4月の主な基準の改正事項です。改めてご確認ください。
義務付けの適用にあたっては、経過措置のあるものは、令和6年3月31日までの間は、努力義務となります。現時点で改正に対応できていない場合は、早期に対応できるように計画的に準備を進めてください。

	基準条例	解釈通知等による補足
質の高いケアマネジメントの推進	指定居宅介護支援事業者（以下、「事業者」）が居宅介護支援の提供の開始時に利用者に対し、説明し、理解を得る事項の追加 ・前6か月間に当該指定居宅介護支援事業所（以下、「事業所」）において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 ・前6か月間に当該事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等。	(1)説明は、文書の交付に加えて口頭での説明を行い、利用者が理解したことについて署名を得なければならない。 (2)「前6か月間」とは、毎年度以下の期間とし、期間内に作成された居宅サービス計画を対象として割合を算出する。説明を行う際は、直近の①又は②の期間の内容を説明する。 ①前期（3月1日から8月末日） ②後期（9月1日から2月末日） (3)「同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」とは、同一事業所によって提供されたものの割合であり、上位3位までの説明を行う。 (4)居宅介護支援の提供の開始時に利用者に対し、文書を交付して説明を行っていない場合は、契約月から説明がなされた月の前月までが、<u>運営基準減算</u>となる。

〔参考〕重要事項説明書に記載する場合の記載例

第●条 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。

別紙			
①前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合			
・訪問介護 ●%			
・通所介護 ●%			
・地域密着型通所介護 ●%			
・福祉用具貸与 ●%			
②前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合			
訪問介護	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%
通所介護	△△事業所 ●%	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%
地域密着型通所介護	□□事業所 ●%	△△事業所 ●%	××事業所 ●%
福祉用具貸与	××事業所 ●%	〇〇事業所 ●%	□□事業所 ●%

令和3年度介護支援専門員全体研修会（令和3年10月19日前橋市長寿包括ケア課）資料から抜粋

	基準条例	解釈通知等による補足
ハラスメント 対策の強化	事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。	事業主（事業者）が講ずべき措置の具体的内容 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・相談（苦情を含む。）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備 その他 ・セクシャルハラスメントは、上司や同僚に限らず、利用者やその家族から受けるものも含まれる。 ・事業主は、カスタマーハラスメントの防止のために雇用管理上の配慮を行うことが望ましい。
業務継続に向けた取り組みの強化 経過措置あり	1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るために必要な計画（以下、「業務継続計画」）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。	(1) 業務継続計画 ・感染症に係る業務継続計画 ・災害に係る業務継続計画 上記を一体的に策定することも可。 (2) 研修及び訓練 ・研修は年 1 回以上実施する。また、新規採用時にも実施することが望ましい。 ・訓練は年 1 回以上実施する。 ・実施記録を整備する。
感染症対策の強化 経過措置あり	事業者は、指定事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。	(1) 委員会 ・感染対策担当者を決めておく。 ・テレビ電話装置等を活用可能。 ・事業所の従業者が 1 名である場合は、(2)の指針を整備することで、委員会を開催しないことも差し支えない。 (2) 指針 ・平常時の対策及び発生時の対応を規定する。 (3) 研修及び訓練 ・研修は年 1 回以上実施する。また、新規採用時にも実施することが望ましい。 ・訓練は年 1 回以上実施する。 ・実施記録を整備する。

	基準条例	解釈通知等による補足
高齢者虐待防止の推進 経過措置あり	事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。 (1) 当該指定事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。 (2) 当該指定事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。 (3) 当該指定事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。 (4) 上記(1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。	(1) 委員会の具体的検討事項 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関すること ・虐待の防止のための指針の整備に関すること ・虐待の防止のための職員研修の内容に関すること ・虐待等について、従業者が相談・報告できる体制整備に関すること ・従業者が高齢者虐待を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること ・虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること ・再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること (2) 指針に盛り込むべき事項 ・事業所における虐待の防止に関する基本的考え方 ・虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事項 ・虐待の防止のための職員研修に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針 ・虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項 ・成年後見制度の利用支援に関する事項 ・虐待等に係る苦情解決方法に関する事項 ・利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項 ・その他虐待の防止の推進のために必要な事項 (3) 研修 ・研修は年 1 回以上及び新規採用時に実施し、研修の実施内容を記録する。 (4) 担当者 ・上記(1)～(3)の措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。 ・虐待防止検討委員会の責任者と同一の従業者が務めることが望ましい。
	事業者が運営規程に定めておく事項として、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加する。	虐待の防止に係る組織内の体制や虐待が発生した場合の対応方法等の内容を運営規程に定める。

4 高齢者虐待防止

国が実施した令和2年度の高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査によると、養介護施設従事者等による虐待については、前年度から減少した一方、養護者（本資料p15 注3）による虐待については、過去最多となっており、依然として高止まりしている傾向が継続しています。

介護サービス事業者は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に対する配慮を常に心がけながらサービス提供にあたる必要があります。また、介護サービス事業所の従業者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません。

令和2年度 高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査

図1 養介護施設従事者等による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



図2 養護者による高齢者虐待の
相談・通報件数と虐待判断件数の推移



※本項目の作成にあたっては、以下の資料を参考にしました。また、本文中は、略称を使用しています。

○高齢者虐待防止法に基づく対応状況調査：令和2年度「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果（厚生労働省）

○実態把握調査研究：高齢者虐待の実態把握等の調査研究事業報告書（令和4年3月厚生労働省老健局）

○高齢者虐待防止マニュアル：市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について（2019.3 厚生労働省老健局）

(1) 養介護施設従事者等による高齢者虐待

ポイント 1：高齢者虐待の捉え方

高齢者虐待防止マニュアル P2～4、7～9

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を養護者による虐待と養介護施設従事者等による虐待とに分けて定義しています。養介護施設従事者等による高齢者虐待は老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」の業務に従事する職員が行う次の行為とされています。

区分	虐待行為とその具体例
身体的虐待	高齢者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。 □本人に向け物を投げつける。（高齢者の身体に接触しなくても高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断する。） □医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 □「緊急やむを得ない」場合以外の身体拘束・抑制。
介護・世話の放棄・放任	高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。 □入浴しておらず異臭がする、汚れのひどい服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 □褥瘡ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 □医療が必要な状況にも関わらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 □ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 □職務上の義務を著しく怠る。
心理的虐待	高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 □「ここにいられなくしてやる」「追い出すぞ」などと言い脅す。 □排せつ介助の際、「臭い」「汚い」などという。 □他の利用者に高齢者や家族の悪口を言いふらす。 □トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 □面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 □浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせる。
性的虐待	高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。 □排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 □人前でおむつ交換をし、その場面を見せないための配慮をしない。
経済的虐待	高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。 □事務所に金銭を寄付・寄贈するよう強要する。 □高齢者のお金を無断で使う、処分する、無断流用する。 □日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法 による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は 「養介護事業」の (※)業務に従事する者
介護保険法 による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第2条）。

ポイント2：通報義務

高齢者虐待防止マニュアル P16

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならないとされています。

自身が従事する養介護施設等で、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報することが義務として定められています。

前橋市の高齢者虐待通報先

<u>養介護施設従事者等による高齢者虐待</u>	通報先	電話番号	受付時間
	介護保険課 指導係	027-898-6132	平日 午前8時30分～午後5時15分

ポイント3：不利益処分の禁止

高齢者虐待防止マニュアル P82

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等（注1）をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないことが規定されています。また、刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないとされています。

こうした規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられています。

（注1）虚偽の通報及び過失（虐待があったと考えることに合理性がない場合）によるものを除く。

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません。職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。

また、経営者・管理者層にあっては、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

虐待の未然防止・早期発見に有効な取組例

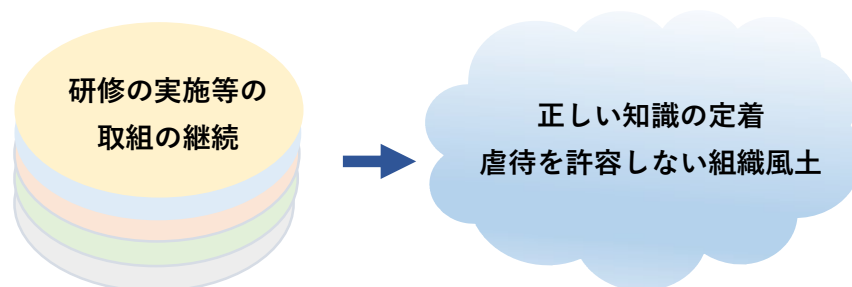
☐ 虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割を虐待対応マニュアルに反映させる。
☐ ヒヤリハット報告書に虐待兆候を把握するための項目を追記する。
☐ 利用者・家族からの苦情報告書に虐待の兆候がないか確認する。
☐ 虐待防止に係る研修実施後に受講者からのアンケートによって理解度を評価し、理解度が低い内容について再度研修を実施できるようにする。
☐ 安全委員会の機会などを利用し、現場の課題に対して職員をねぎらいながら解決への指導を行う。
☐ 不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。

高齢者虐待防止マニュアル P93「指導に沿った改善計画例」の改善内容から抜粋して作成

国が実施した実態把握調査研究によると、養介護施設従事者等による高齢者虐待の発生要因として、「教育・知識・介護技術等に関する問題」が全体の半数を占める状況が継続しています。虐待の未然防止・早期発見に有効な取組を繰り返し実施することで、事業所内に高齢者虐待防止についての正しい知識を定着させることが重要です。

虐待の発生要因	構成比（％）				
	H24	H26	H28	H30	R02
<u>教育・知識・介護技術等に関する問題</u>	<u>55.3</u>	<u>62.6</u>	<u>66.9</u>	<u>57.6</u>	<u>49.2</u>
職員のストレスや感情コントロールの問題	29.8	20.4	24.1	24.5	17.3
<u>虐待を助長する組織風土や職員間の関係の悪さ、管理体制等</u>	9.9	5.8	5.8	10.0	<u>22.4</u>
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	9.9	5.1	8.8	10.6	10.7
倫理観や理念の欠如	11.3	6.8	12.5	10.6	14.7
虐待を行った職員の性格や資質の問題	28.4	9.9	12.0	8.2	9.7
その他		1.0	2.1	3.1	3.2

実態把握調査研究から数値を抜粋して作成



ポイント5：運営基準上の措置

令和3年4月1日から、高齢者虐待防止法の規定に加えて、その実効性を高め、利用者の尊厳の保持・人格の尊重が達成されるよう、全ての介護サービス事業者において、以下の虐待防止の措置を講ずることが義務付けられました。令和6年3月31日までは努力義務となっていますが、未実施の事業所については、経過措置期間内に確実に実施できるよう計画的に準備を進めてください。

なお、この虐待防止のための措置に関する事項は、介護サービス事業所の運営規程に定める必要があります。(令和6年3月31日までは努力義務)

虐待の発生又はその再発を防止するための措置（注2）

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催すること
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること
- ③ 虐待の防止のための研修を定期的実施すること
- ④ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を置くこと

（注2）詳細は、本資料p10、各サービスの自主点検表又は基準省令の解釈通知を確認してください。

（2）養護者による高齢者虐待

新型コロナウイルス感染症と虐待発生リスクについて、国が行った実態把握調査研究では、養護者（注3）による虐待の相談において、本人や家族が感染を懸念して介護サービスの利用を拒否したり、家族の収入減少や失業によって介護サービス利用を控えている状況又は事業所側の感染防止対策によって思うようにデイサービスが利用できなくなったり、介護支援専門員の訪問が少なくなり家族の気持ちを受け止める機会が減少している等の状況が確認され、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家族の介護負担の増大を招いていることが明らかとなっています。このような状況から、虐待の発生リスクが高まることが懸念されています。

介護サービスの提供等を行う中で、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を確認した場合は、速やかに市町村へ通報するよう努めてください。

（注3）養護者とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従業者等以外のものとされています。金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられます。

前橋市の高齢者虐待通報先

養護者による高齢者虐待 （在宅の高齢者に対する 家族等からの虐待）	通報先	電話番号	受付時間
	長寿包括ケア課 地域支援係	027-898-6275	平日 午前8時30分～午後5時15分

5 運営指導における指摘事例

本市で実施した運営指導の際に、改善指導事項として指摘した事例を掲載します。事業所において、類似の事例がないかご確認ください。また、好事例についても合わせて紹介いたします。介護保険制度の理解やサービスの質の向上のためにご活用ください。

なお、介護報酬の請求にあたっては、請求前に、報酬告示、留意事項通知、関係する Q&A 等により算定要件を満たしていることをご確認ください。誤って介護報酬や加算を請求していたことが判明した場合は、過誤調整等により保険者に対し、誤請求額を返還することが必要となります。

運営指導時に誤請求が確認された場合は、自主点検を行うことや自主点検結果及び保険者への返還状況について市への報告を求めています。

【指摘事例の見方】

事例	運営指導において確認された具体的な不適切な事例
指摘	運営指導の結果として指摘した事項 指摘の根拠

○指摘事項の補足等

(1) 内容及び手続の説明及び同意

事例	運営規程、重要事項説明書及び事業所の実態について、相違がある。
指摘	重要事項説明書について、以下の不備が確認されましたので、改善してください。 (1) 通常の事業の実施地域について、事業所の実態と相違があること。 (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合の交通費について、運営規程で定めた費用と相違があること。 (3) 当該事業所において算定している居宅介護支援費〇、△△△加算について、記載がないこと。 基準条例第 7 条第 1 項

〔好事例〕

重要事項説明書について、利用申込者から質問を受けた部分の点検を行い、わかりやすい説明となるように随時更新している。

＊変更時だけでなく、定期的に重要事項説明書や運営規程の全体を点検することで、常に適切な内容で利用申込者に説明を行うことができます。

事例	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、説明すべき割合を算出する際に、通所介護と地域密着型通所介護を合算して算出している。
指摘	指定居宅介護支援の提供の開始に際し、当該事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、また、居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで）等について、文書を交付して説明を行う際は、通所介護と地域密着型通所介護は合算せずに、それぞれを示してください。 基準条例第 7 条第 2 項

(2) 指定居宅介護支援の具体的取扱い方針

事例	アセスメント表、モニタリング表及び居宅サービス計画の第5表のいずれにも実施時間の記録がない。
指摘	利用者の解決すべき課題の把握（アセスメント）及び居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行った場合は、実施時間について居宅サービス計画の第5表に記録してください。 基準条例第16条第7号及び14号並びに第32条第2項

○居宅サービス計画書の記載要領については、以下を参考にしてください。

・介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）：介護保険最新情報 Vol. 958

・「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」の一部改正等について（介護保険最新情報 Vol. 958 等の再周知）（令和4年3月24日厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡）：介護保険最新情報 Vol. 1049

○居宅サービス計画等の利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録は、その完結の日から5年間保存します。「その完結の日」とは、個々の利用者について、契約終了により一連のサービス提供が終了した日を指します。

事例	サービス担当者会議に出席した担当者については、居宅サービス計画を交付したことが記録されているが、欠席した担当者に対して居宅サービス計画を交付したことが記録されていない。
指摘	居宅サービス計画を担当者に交付した場合は、担当者に交付したことを明らかにしてください。 基準条例第16条第11号

事例	サービス提供事業所から自主的に個別サービス計画が提出されなかった場合に、提出を求めている。
指摘	居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性を高め、居宅介護支援事業者とサービス提供事業者の意識の共有を図ることが重要であることから、個別サービス計画の提出を求めてください。 基準条例第16条第12号

事例	・主治の医師の指示があることを確認した上で訪問看護（医療サービス）を居宅サービス計画に位置付けているが、意見を求めた医師に対し、居宅サービス計画を交付していない。 ・意見を求めた医師に対し、居宅サービス計画を交付しているが、記録がなく、交付したことがわからない。
指摘	主治の医師等の意見を踏まえて作成した居宅サービス計画については、意見を求めた主治の医師等に交付するとともに、その旨を居宅サービス計画の第5表に記録してください。 基準条例第16条第19号の2

○主治医と介護支援専門員との連絡については、本市の「医療と介護の連絡用紙」をご活用ください。

前橋市ホームページ＞組織から探す（HP画面右上）＞福祉部＞長寿包括ケア課＞業務案内＞高齢者・介護＞地域包括ケアシステム＞医療と介護の連絡用紙

<https://www.city.mabashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/2/chiikihoukatsukeasystem/4336.html>

○主治の医師の指示について、書面ではなく、電話等の方法により確認を行った場合は、その旨を居宅サービス計画の第5表に記録してください。

事例	1回の訪問において、身体介護と生活援助を組み合わせで行うことが居宅サービス計画に位置付けられているが、生活援助中心型の算定理由が記載されていない。
指摘	居宅サービス計画に生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合は、当該サービスの算定理由その他やむを得ない事情の内容について、居宅サービス計画の第1表に明記してください。 介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について（平成11年11月12日老企第29号）別紙1

○身体介護と生活援助を組み合わせる場合であっても、生活援助中心型が含まれるため、算定理由等の記載が必要です。（「身体1生活1」等の場合）

（3）勤務体制の確保

事例	研修を実施しているが、実施記録が整備されていない。
指摘	職員の資質向上のため、事業所内研修を計画的に実施するとともに、実施記録を作成してください。 基準条例第22条第3項

○令和3年4月の基準改正によって、複数の研修の実施が基準に位置付けられました。（本資料p9～10）研修を実施したことを明らかにするため、研修の実施日、内容、受講者等を記録した研修の実施記録を作成してください。

〔好事例〕

研修は、外部機関のオンライン配信を従業者それぞれが受講する方法で実施している。年間計画を事業所内に掲示し、全員の受講が完了すると、 済 マークを入れて事業所内で可視化している。（小規模事業所）
研修体系を作成し、基準条例上で実施が必要な研修であるか、加算の算定に必要な研修であるか、情報公開システムでの公表対象となっているか等を分かりやすく表示している。研修を実施する根拠が明確になっているとともに、この研修体系を活用して、必要な研修を漏れなく受講させるために活用している。（大規模事業所）
法人内に設置された委員会が研修を企画・実施している。以前は各委員会がそれぞれ予定表を作成していたが、全体像を把握したいとの従業者からの声を受けて、各委員会の責任者、研修・訓練等の予定が一見して確認できる年間一覧に改良した。全体の流れが確認できるため、年間の見通しを立てて、各研修を受講できるようになった。（大規模事業所）

事例	ハラスメントの防止について、就業規則で規定されているが、従業者に認知されていない。また、ハラスメントの相談窓口がない。
指摘	職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、従業者に周知・啓発を行ってください。また、ハラスメントの相談に応じ、適切に対応するための体制を整備してください。 基準条例第22条第4項

（4）秘密保持

事例	利用者家族の個人情報の利用について、利用者の代理人、身元引受人、保証人等から同意の署名を得ており、利用者の家族が、利用者家族自身の個人情報の使用について同意をしているかが不明確になっている。
指摘	サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得てください。 基準条例第26条第3項

○重要事項説明書や利用契約書と一括して個人情報の利用の同意を得ている場合に、誰が、何に対して同意しているか不明確となっているケースが多いため、留意してください。

○利用者家族の個人情報の利用については、利用者家族（家族の代表）自身から同意を得ます。

(5) 苦情処理

事例	自ら提供した居宅介護支援についての苦情は記録しているが、自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する苦情については、記録されていない。
指摘	自ら提供した居宅介護支援又は自らが居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容及び対応について記録し、今後のサービス向上のために有効に活用してください。 基準条例第 29 条第 2 項

〔好事例〕

利用者及び利用者家族に対し、満足度調査を行っている。利用者の不満等が苦情へと発展する前に、満足度調査の結果から積極的に改善を要する点を見つけて、随時改善している。(大規模事業所)

(6) 介護報酬

①運営基準減算

事例	運営基準減算に該当しているにもかかわらず、減算を行っていない。
指摘	居宅介護支援の業務が適切に行われていないにもかかわらず、運営基準減算を算定していないことが確認されました。当該減算を行わずに誤って請求した居宅介護支援費について、自主的に点検を行った上、保険者に返還し、返還後は挙証書類を添えて報告してください。 (1) 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ利用者に対して文書を交付して説明を行い、それを理解したことについて署名を得ていないこと。 ①利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること ②利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること ③前 6 か月間において当該事業所で作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下、「訪問介護等」）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合 ④居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の事業者によって提供されたものが占める割合（上位 3 位まで） (2) 居宅サービス計画の作成（変更）に当たって、利用者の居宅を訪問し、解決すべき課題の把握（アセスメント）を実施していない。 (3) 居宅サービス計画の作成（変更）に当たって、サービス担当者会議を開催していない。 (4) 居宅サービス計画の作成（変更）に当たって、原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により同意を得ていない。 (5) 居宅サービス計画を利用者及び居宅サービス等の担当者に交付していない。 (6) 居宅サービス計画における生活全般の解決すべき課題（ニーズ）、目標又は援助内容が変更されたにもかかわらず、当該計画を変更していない。 (7) 居宅サービス計画の変更に当たって、一連のケアマネジメントを実施していない。 (8) 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、居宅サービス計画の実施状況の把握（モニタリング）を行っていない。 (9) モニタリングの結果を記録していない。 報酬告示別表注 3、大臣基準告示第 82 号、留意事項通知第 3 の 6

②特定事業所集中減算

事例	・判定期間毎の紹介率を算出していない。 ・紹介率が80%を超えているが、市に報告していない。
指摘	居宅介護支援事業所は、毎年度2回、判定期間（前期：3月1日から8月末日、後期：9月1日から2月末日）において作成した居宅サービス計画を対象に、居宅サービス等ごとに居宅サービス等の紹介率（法人単位）を算出し、いずれかのサービスについて紹介率が80%を超えた場合は、正当な理由の該当の有無にかかわらず、その旨を前橋市長（介護保険課指導係）に報告してください。 報酬告示別表注7、大臣基準告示第83号、留意事項通知第3の10

○本市で理由を確認し、正当な理由が適当と認められる場合は減算適用外となります。その場合は、市からの結果通知を保存してください。

③入院時情報連携加算

事例	・入院日が、記録されていない。 ・情報提供を行った日時が、記録されていない。
指摘	・入院時情報提供加算の算定に係る入院日について、居宅サービス計画の第5表等に明確に記録してください。 ・利用者が入院する病院又は診療所の職員に対して、当該利用者に係る必要な情報を提供した場合は、情報提供を行った日時、場所（医療機関へ出向いた場合）、内容、提供手段（面談、FAX等）について記録してください。 報酬告示別表、大臣基準告示第85号、留意事項通知第3の13

○入院日からの情報提供日までの日数（入院した日を1日目と数える。）により加算の区分が異なることから、入院日、情報提供を行った日の記録が重要です。

○国の標準様式例又は本市「退院調整ルール」の参考様式を使用します。

前橋市ホームページ＞組織から探す（HP画面右上）＞福祉部＞長寿包括ケア課
 ＞業務案内＞高齢者・介護＞地域包括ケアシステム
 ＞【前橋版】退院調整ルールの手引きを改訂しました（令和4年4月改訂版）

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/chojuhokatsukea/gyomu/2/chiikihoukatsukeasystem/4337.html>

④退院・退所加算

事例	利用者が退院する病院等との面談、情報提供について記録していない。
指摘	退院・退所加算の算定に当たっては、利用者が退院する病院等の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた旨を記録してください。 報酬告示別表へ、大臣基準告示第 85 号の 2、留意事項通知第 3 の 14

○国の標準様式例又は本市「退院調整ルール」の参考様式を使用します。

事例	病院又は診療所の入院期間中にカンファレンスにより情報提供を受けているが、カンファレンスの要件を満たしていない。
指摘	退院・退所加算（Ⅰ）ロ、（Ⅱ）ロ、（Ⅲ）の算定に当たっては、診療報酬の算定方法（平成 20 年厚生労働省告示第 59 号）別表第一医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の要件（※）を満たすカンファレンスを規定回数以上実施しなければならないところ、当該要件を満たすカンファレンスが行われていない事例について、当該加算を算定したことが確認されました。 報酬告示別表へ、大臣基準告示第 85 号の 2、留意事項通知第 3 の 14

※医科診療報酬点数表の退院時共同指導料 2 の注 3 の要件

入院中の保険医療機関の保険医又は看護師等が、在宅療養担当医療機関の保険医若しくは看護師等、保険医である歯科医師若しくはその指示を受けた歯科衛生士、保険薬局の保険薬剤師、訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く。）、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、介護支援専門員又は相談支援専門員のうちいずれか 3 者以上と共同して指導を行った場合（に多機関共同指導加算として、2,000 点を所定点数に加算する。）

○病院又は診療所の入院期間中に行う退院・退所加算の算定要件となるカンファレンスの参加者は、具体的に、①入院中の保険医療機関の保険医等から 1 者以上 ②介護支援専門員 ③上記下線部の在宅関係者から 2 者以上 となります。

⑤ターミナルケアマネジメント加算

事例	利用者がターミナルケアマネジメントを受けることについて、同意した記録がない。
指摘	ターミナルケアマネジメント加算の算定に当たっては、ターミナルケアマネジメントを受けることについて利用者又はその家族から同意を得る必要があることから、同意を得たことを明らかにしてください。 報酬告示別表Ⅰ、大臣基準告示第 85 号の 3、留意事項通知第 3 の 17

6 自主点検表、加算等自己点検シートの活用

(1) 自主点検表

介護サービス事業者が、自らのサービスの提供体制や運営状況についての点検・評価を行うことにより、各種基準の遵守の徹底と、より質の高いサービスの提供を目指すために役立てていただくことを目的として、自主点検表を作成しています。前橋市ホームページからダウンロードできますので、ご活用ください。

前橋市ホームページ>組織から探す（HP画面右上）>福祉部>指導監査課>業務案内

>【介護・高齢】自主点検表

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/24047.html>

自主点検表活用のポイント

- ☐ 点検は、一人で行わず、法人の法令遵守責任者や事業所の管理者など複数人で行う。
- ☐ 点検を行った結果、評価が「一部できている」または「できていない」に該当した項目については、原因分析を行い、改善につなげる。
- ☐ 評価が「該当なし」の場合は、その状況（該当する利用者がいない等）を記録しておき、次の点検時に状況の変化にも着目して点検できるようにしておく。
- ☐ 点検結果や点検結果を受けて改善した事項については、事業所内研修等で全従業員に共有する。

(2) 加算等自己点検シート等

介護給付費部分（加算等）については、厚生労働省が作成した「加算等自己点検シート」「各種加算・減算適用要件等一覧」を用いて自己点検をお願いします。

前橋市ホームページ>組織から探す（HP画面右上）>福祉部>指導監査課>業務案内

>【介護・高齢】各種加算等自己点検シート・適用要件等一覧

<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/fukushibu/shidokansa/gyomu/4147.html>

加算等自己点検シート活用のポイント

- ☐ 点検は、一人で行わず、事業所の管理者や請求事務担当など複数人で行う。
- ☐ 加算等自己点検シートは、必ず、各種加算・減算適用要件等一覧と合わせて使用する。
- ☐ 各項目は、「できているか」だけでなく、「できていることが明らかとなっているか」という視点で点検を行う。

(3) 自主点検表、加算等自己点検シートの活用例（居宅介護支援）

自主点検表

評価：できている・・・A、一部できている・・・B、できていない・・・C、該当なし・・・＝

点検日 R5.O.O 点検者 △△管理者、××主任ケアマネ

項 目	評 価 事 項	評 価	摘 要									
1 内容及び手続の説明及び同意	1 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、利用申込者又はその家族に対し、重要事項説明書（※）を交付して説明を行い、書面により同意を得ているか。 ※ 運営規程の概要、介護支援専門員の勤務体制、秘密保持、事故発生時の対応、苦情処理の体制等、利用申込者がサービスを利用するために必要な事項が含まれていること。	A										
	2 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、次の事項について、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて署名を得ており、署名を得た日付を明らかにしているか。 <table border="1"><tr><td>①</td><td>利用者は、複数の指定居宅介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができること</td><td>☒</td></tr><tr><td>②</td><td>利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること</td><td>☒</td></tr><tr><td>③</td><td>前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等</td><td>☒</td></tr></table> ※運営基準減算の対象となるため、注意すること。	①	利用者は、複数の指定居宅介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	☒	②	利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること	☒	③	前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等	☒	A	・割合の計算は3月、9月。担当者は××主任ケアマネとする。説明用紙の更新も合わせて行う。 ・管理者が内容のチェックをしてから新しい説明用紙を使用する。
	①	利用者は、複数の指定居宅介護サービス事業者等を紹介するよう求めることができること	☒									
②	利用者は、居宅サービス計画原案に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること	☒										
③	前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合等	☒										
3 指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者が病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めているか。 ※ 利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、文書の交付に代えて、当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって電磁的方法により提供することができる。	B	・〇〇さんが緊急入院した際に、連絡が上手くいかなかった。 ・連絡先のメモの内容をわかりやすくして、利用者に渡し、改めて被保険者証と一緒に保管してもらうことがよい。 ・次回の職員会議で検討する。										
2 提供拒否の禁止	1 正当な理由なく指定居宅介護支援の提供を拒否していないか。	=	R5.O.O現在 該当事例なし									

加算等自己点検シート

点検日 R5.O.O 点検者 △△管理者、××主任ケアマネ

点検項目	点検事項	点検結果		
通院時情報連携加算	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席	☒	あり	・ 同席についての事前の利用者の同意、医療機関へ確認した旨は、支援経過に記録している。 ・ 診察に同席した際の日時、医療機関、医師名については支援経過に記録している。
	医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受ける	☒	あり	・ 情報提供と医師からの情報について、介護支援専門員によって、記録の取り方がまちまちだった。 ・ 事業所として、記録方法を統一して明確化していく。次回の職員会議の際に記録方法を検討する。
	居宅サービス計画に記録	☒	あり	管理者が、国保連請求前に、上記の支援経過の記録漏れがないか確認している。
	同月に通院時情報連携の算定	☒	算定されていない	請求事務担当が、月1回までの請求となっているか、国保連請求前に回数を確認している。

加算等自己点検シートは、
各種加算・減算適用要件等一覧と
併せて使用します。

各種加算・減算適用要件等一覧

加算・減算名	実施	体制	加算・減算	加算・減算適用要件
通院時情報連携加算	○		利用者1人につき 1月に 1回 50単位	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合に算定 <平成12年老企第36号 第3の15> 当該加算は、利用者が医師の診察を受ける際に同席し、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画等に記録した場合に、算定を行うものである。なお、同席にあたっては、<u>利用者の同意を得た上で、医師等と連携を行うこと。</u>
通院時情報連携加算 Q & A				通院時に係る情報連携を促す観点から、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第3の「15 通院時情報連携加算」において、医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けることとしている。 なお、連携にあたっては、利用者に同席する旨や、同席が診療の遂行に支障がないかどうかを事前に医療機関に確認しておくこと。（令3.3版 最新VOL952 問118）

参考 関係法令等一覧



【介護保険法】

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

【高齢者虐待防止法】

- ・高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）

【基準条例】

- ・前橋市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年前橋市条例第 48 号）

【基準省令】

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 38 号）

【解釈通知】

- ・指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成 11 年 7 月 29 日老企第 22 号）

【報酬告示】

- ・指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成 12 年 2 月 10 日厚生省告示第 20 号）

【大臣基準告示】

- ・厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年 3 月 23 日厚生労働省告示第 95 号）

【留意事項通知】

- ・指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年 3 月 1 日老企第 36 号）

事業の運営や介護報酬の請求について、不明な点がある場合は、まず、関係法令等をご確認ください。

基準条例に定める基準は、指定居宅介護支援の事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定居宅介護支援事業者は、基準を充足することで足りるとすることなく、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。